

○現状の水害リスク情報や取組状況の共有(中川・綾瀬川)

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

○:「回答無し」、■:該当なし・対象なし

内容		草加市	越谷市	八潮市	三郷市	吉川市	松伏町	足立区	葛飾区	江戸川区	埼玉県	東京都	東京管区気象台	関東地整
想定される浸水リスクの周知	現状													・中川・綾瀬川における計画規模の降雨による浸水想定区域図及び氾濫シミュレーションを江戸川河川事務所のホームページ等で公表している。
	課題													・浸水想定区域等が十分に住民に認識されていないことが課題である。
洪水時における河川水位等の情報提供等の内容及びタイミング	現状												・「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」に基づき、区市町等の避難判断基準の設定にあたり、必要に応じて助言等を実施している。 ・河川水位の動向に応じて、住民避難等に資する「洪水予報」を自治体へ通知、ならびに報道機関等を通じて住民に周知。(国土交通省・気象庁共同発表) ・記録的な大雨により災害の危険性が切迫している状況において、気象台から該当する地域の自治体首長に対して情報伝達(ホットライン)を実施。	・河川水位の動向に応じて、住民避難等に資する「洪水予報」(国土交通省・気象庁共同発表)を自治体向けに通知するとともに、直轄管理区間に決壊、溢水等の重大災害が発生するおそれがある場合には、江戸川河川事務所長(第1ホットライン)から関係自治体首長に対して情報伝達を実施している。 ・江戸川河川事務所において、自治体毎に担当職員(第2ホットライン)を配置し、水位情報や施設操作等に関する情報を早めに伝達し、情報共有を図っている。【ホットラインの強化】
	課題													・発表・公布している防災情報の意味や、その情報による必要な対応が住民等に十分認知されていないことが課題である。
避難勧告等の発令	現状	・地域防災計画(水害編)で避難準備情報、避難勧告等の発令判断基準を記載している。	・地域防災計画で避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準を記載している。	・避難準備情報：氾濫注意情報が発表され、河川水位の状況や気象情報等から判断して一定時間後、避難を要する状況になる可能性がある場合。 ・避難勧告：避難判断水位に到達し、その後水位の上昇が見込まれる場合。 ・避難指示：氾濫危険水位に到達し、その後水位の上昇が見込まれる場合。	・地域防災計画(あるいは水防計画等)で避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準を記載している。	・地域防災計画(あるいは水防計画等)で避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準を記載している。	・地域防災計画で、発令判断の目安を記載している。(江戸川・中川) 避難準備情報：基準水位が氾濫注意水位に達したとき 避難勧告：基準水位が避難判断水位に達したとき 避難指示：基準水位が氾濫危険水位に達したとき (綾瀬川) 避難準備情報：氾濫し、町域への到達が予想されるとき 避難勧告：氾濫水が町域に向かっていくとき 避難指示：氾濫水が町域に迫っているとき	・江戸川上流部決壊から足立区までは到達時間が長いと、具体的な避難勧告等発令基準は設定していない。なお、荒川等の他の河川は作成済み。	・荒川・中川・綾瀬川・江戸川については基準を定めている。	【避難準備情報】 野田が氾濫注意水位6.30mに到達し、更に水位上昇が見込まれるとき 【避難勧告】 野田が避難判断水位8.20mに到達し、更に上昇するおそれがあるとき 【避難指示】 野田が氾濫危険水位8.50mに到達したとき	・洪水予報河川では、県と気象庁が共同で洪水予報を発表し、自治体への連絡と報道機関等を通じて住民への周知を行っている。 ・水位周知河川では、河川の基準水位を超えた場合に、県が自治体への連絡を通じて住民への周知を行っている。 ・埼玉県版川の防災情報メールにて登録者宛に水位情報をメール配信している。	・国等が発表した河川水位等に係る情報について、東京都水防計画で定めている連絡系統に従い、情報伝達を行っている。	・「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」に基づき、区市町等の避難判断基準の設定にあたり、必要に応じて助言等を実施している。 ・河川水位の動向に応じて、住民避難等に資する「洪水予報」を自治体へ通知、ならびに報道機関等を通じて住民に周知。(国土交通省・気象庁共同発表) ・記録的な大雨により災害の危険性が切迫している状況において、気象台から該当する地域の自治体首長に対して情報伝達(ホットライン)を実施。	・河川水位の動向に応じて、住民避難等に資する「洪水予報」を自治体へ通知、ならびに報道機関等を通じて住民に周知。(国土交通省・気象庁共同発表) ・併せて、自治体毎に担当職員(第2ホットライン)を配置し、水位情報や施設操作等に関する情報を早めに伝達し、情報共有を図っている。【ホットラインの強化】
	課題	・雨が止み、今後降らない状況でも、上流河川の水量や東京湾の満潮、干潮の影響で基準水位に達する可能性があり、判断が難しい。	-	・避難判断水位等の水位が見直され、避難勧告等の発令の判断が早まっている。 ・一方で、一番に行動を開始しなければならない避難行動要支援者が空振りによる負担が最も大きく、度重なる空振りは許されるものではないため、正確な情報の収集と発信が求められる。 ・市町村は水防活動も求められ、避難誘導のための人員は著しく不足しているため、正確な情報発信をするための情報収集には、河川管理団体など国、県、関係機関の人的支援が必要である。	・H27の関東・東北豪雨の際にホットラインが機能していなかった。水害対応において、河川事務所からの情報は非常に重要なので、積極的に情報提供をしていただきたい。	・降雨や水位の見込みや予想が難しい。 ・深夜や早朝の避難勧告の発令のタイミングの見極めが難しい。	・避難勧告発令のタイミングの見極めが難しい。				・経済活動を止めてしまうほどの大規模な避難勧告等を発令するだけの判断基準がない。 ・下流域全体での広域避難を実行する基準が不明確。			

○現状の水害リスク情報や取組状況の共有(中川・綾瀬川)

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

－：「回答無し」、■：該当なし・対象なし

内容	草加市	越谷市	八潮市	三郷市	吉川市	松伏町	足立区	葛飾区	江戸川区	埼玉県	東京都	東京管区気象台	関東地整	
避難場所・避難経路	現状	<ul style="list-style-type: none"> ハザードマップにより避難場所を周知 避難経路については未策定。 	<ul style="list-style-type: none"> 本市では、道路の破損、周辺の火災や浸水等により通行が困難になることも考えられるため、地域ごとの避難場所や避難経路を固定化していない。災害発生時における道路の損壊や周囲の延焼等による被害状況に応じて、迅速に安全な場所に避難するため、平常時から市民自らが避難場所・避難所を認識しておくよう出張講座や防災マップ等で啓発している。 なお、水害時の緊急避難場所は、避難所指定している施設の2階以上の部分としている。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難場所・避難所：小学校、中学校、高校 避難場所：公園、運動グラウンド 避難所：公民館、体育施設 浸水時は、浸水深以上の避難場所、避難所に限る。 避難経路は未指定。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難場所は小中学校・高校等と指定している。浸水時は浸水以上の階層としている。 	<ul style="list-style-type: none"> 指定緊急避難場所、指定避難所は防災マップ、ホームページ、広報誌、その他情報発信ツールにより周知している。 避難経路は現場の状況や居住地により異なる。出前講座等で避難経路の選定方法や、避難時の注意点等を周知している。 	<ul style="list-style-type: none"> 指定緊急避難場所及び指定避難所を指定している。 これらは、町ホームページで情報を公開している。 小中学校、県営公園(高台) 	<ul style="list-style-type: none"> 足立区洪水ハザードマップに掲載しており、ホームページで情報公開している。 	<ul style="list-style-type: none"> 浸水しない地域への避難ができなかった場合に、緊急に生命を守るために垂直避難ができるように、区の241施設を「洪水緊急避難建物」として指定をした。 自治町会が、民間マンション等と水害時の一時避難に関する協定を締結できるように、ガイドラインを作成する等して支援をしている。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難場所：区内(大島小松川公園、葛西南部地区)2箇所、区外(国府台)1箇所 避難経路：指定なし。徒歩で避難 	<ul style="list-style-type: none"> 浸水想定区域図を作成し公表し、市町村が作成するハザードマップの作成支援を行っている。(手引き改定前) 	<ul style="list-style-type: none"> 区市町村が作成している洪水ハザードマップ掲載ページへのリンクを東京都のホームページに掲載している。 		
	課題	<ul style="list-style-type: none"> 大規模氾濫の場合、避難場所、避難経路が浸水して、住民の避難が適切にできない可能性がある。 	－	<ul style="list-style-type: none"> 利根川洪水時には、市内全域が浸水するため、広域避難をする必要があるが、避難先、避難路及び避難手段の確保が出来ない。 時間雨量が20ミリを越えると内水被害が発生している。現状では、避難勧告発令時には、避難路が冠水し、避難場所・避難所への移動が困難。 	<ul style="list-style-type: none"> 市内に高台がほとんどないため、公共施設や民間の大型施設への避難が想定されるが、災害時に施設を開放してもらえないか不明 大規模氾濫の場合、避難場所、避難経路が浸水して、住民の避難が適切にできない可能性がある。 大規模氾濫により多くの避難者が集中した場合に避難場所が不足することが懸念される。 	<ul style="list-style-type: none"> 大規模氾濫の場合、避難場所、避難経路が浸水して、住民の避難が適切にできない可能性がある。 大規模氾濫により多くの避難者が集中した場合に避難場所が不足することが懸念される。 	－	－	－	<ul style="list-style-type: none"> 自区内の屋内施設に収容しきれない。 広域避難の際に具体的な収容施設が指定できていない。 避難経路・避難方法が定まっていない。 	－	－	－	
住民等への情報伝達体制や方法	現状	<ul style="list-style-type: none"> 地域防災計画(水害編)に記載している。 [市]対象地域住民に対し、市防災行政無線(同報系)、広報車、口頭等により避難勧告等を伝達、インターネットのホームページ等に掲載 [消防]消防団員、消防車両、口頭等により伝達、自主防災組織等の協力による組織的な伝達 [放送機関]市は各放送機関に避難勧告・指示の内容の放送を要請 	<ul style="list-style-type: none"> 避難準備情報、避難勧告、避難指示を発令した場合は、防災行政無線、広報車、市ホームページ、登録制メール、ツイッター、Lアラートなど、状況により緊急速報メールにて行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 防災行政無線、市ホームページ、緊急速報メール、Lアラート、市メール配信システム、広報車、一斉FAX、自主防災組織との連携。 	<ul style="list-style-type: none"> 防災行政無線 広報車 緊急速報メール(エリアメール) 三郷市公式サイト SNSの活用 Lアラート→地デジデータ放送等 	<ul style="list-style-type: none"> 避難準備情報・避難勧告・避難指示を発令した場合は、防災行政無線、広報車、ホームページ、登録制メール、ツイッター、緊急速報メール、Lアラート、報道機関の協力を得て広報を行う。 自主防災組織等の地域コミュニティとの協力・連携により、避難行動要支援者をはじめ住民への周知漏れを防ぐ。 	<ul style="list-style-type: none"> 防災行政無線、広報車、エリアメール(docomo)・緊急速報メール(softbank、KDDI)、安全・安心情報メール、区ホームページ、区公式フェイスブック、区公式ツイッター、かつしかFM、J:COM東葛葛飾、NHK総合テレビのデータ放送 	<ul style="list-style-type: none"> 防災行政無線(デジタル化)、FMエドがわ、ケーブルテレビ、防災メール、区公式HP 	特になし	<ul style="list-style-type: none"> 防災行政無線(デジタル化)、FMエドがわ、ケーブルテレビ、防災メール、区公式HP 	特になし	<ul style="list-style-type: none"> 気象庁は最新の科学技術を取り入れ、「防災気象情報」を提供。 防災気象情報は、区市町村では避難勧告等の判断材料として、住民はさらなる情報入手や安全確保行動のきっかけとして利用されている。 現状の予測水準の限界を踏まえ、現在の技術で実施可能な防災気象情報の改善に取り組んでいくこととし、社会に大きな影響を与える現象について、可能性が比較的高くなくとも発生のおそれを積極的に伝えていくこと、危険度やその切迫度を認識しやすくなるよう、わかりやすく提供していく。 具体的には、平成29年度出水期に向けて、定時的情報としての「警報級の現象になる可能性」の提供、及び大雨注意報警報の発表時の「時系列で危険度を色分けした表示」の情報提供の準備を進めており、本年6月8日から自治体向け防災情報提供システムにおいて、情報提供の試行を開始した。 	<ul style="list-style-type: none"> 雨量、河川水位、洪水予報、ライブカメラによる映像等を事務所ホームページ、報道機関等を通じて伝達している。 	
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ホームページや携帯メール等の情報は、高齢者など一部の住民には伝わらない恐れがある。 避難情報の伝達手段は複数確保しているが、運用する方法や人員の整備ができていない。 	－	<ul style="list-style-type: none"> ホームページやエリアメール、市メール配信システム等の情報は、高齢者など一部の住民には伝わらない恐れがある。 	<ul style="list-style-type: none"> 風雨などの騒音等により防災無線や広報車の音が聞き取りが困難となるので、工夫が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ホームページや携帯メール等の情報は、高齢者など一部の住民には伝わらない恐れがある。 風雨などの騒音等により防災無線や広報車の音が聞き取りが困難となるので、工夫が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ホームページやメール等の情報は、高齢者など一部の住民には伝わらない恐れがある。 風雨などの騒音等により防災無線や広報車の音が聞き取りが困難となるので、工夫が必要。 避難情報の伝達手段は複数確保しているが、人員の整備が出来ていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ホームページやメール等の情報は、高齢者など一部の住民には伝わらない恐れがある。 風雨などの騒音等により防災無線や広報車の音が聞き取りが困難となるので、工夫が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 水防災意識の向上と避難行動に対する平時からの機運醸成。 	<ul style="list-style-type: none"> 水防災意識の向上と避難行動に対する平時からの機運醸成。 	－	<ul style="list-style-type: none"> 自治体等からは、より精度が高く、きめ細かく、危険度の違いが分かりやすい情報の提供が求められている。 台風及びその周辺域での広域な雨量の数日先までの予測は、精度に限界がある。 集中豪雨を区市町単位で発生場所、時刻を特定した予測は困難。 	－	

○現状の水害リスク情報や取組状況の共有(中川・綾瀬川)

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

○:「回答無し」、■:該当なし・対象なし

内容	草加市	越谷市	八潮市	三郷市	吉川市	松伏町	足立区	葛飾区	江戸川区	埼玉県	東京都	東京管区気象台	関東地整	
避難誘導體制	<p>現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画(水害編)で記載している。市職員、消防職員、消防団員、警察官等は相互に協力し、避難者を避難所又は避難場所へ誘導し、安全に移送。 ・市は、災害時要配慮者台帳等を基に、地域住民及び自主防災組織等の協力の下に、災害時要配慮者の発見と誘導に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民を適切に避難誘導するため、市は、あらかじめ自主防災組織における避難誘導組織を整備するよう指導するとともに、市、消防、警察と自主防災組織との連携体制を確立している。 ・要配慮者の避難誘導に際しては、自治会(自主防災組織)、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等の多様な主体と連携している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報班による災害情報の発信、援護班による避難行動要支援者の避難誘導を計画している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・消防本部、警察、消防団員、自主防災会などの協力を得て実施する。 ・要支援者については優先的に避難誘導する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難の誘導は、市職員、消防団員、自主防災組織が実施するものとし、被害の規模等により対応が困難な場合においては、必要により、警察官、消防職員、自衛官等に協力を要請する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の避難誘導は、自主防災組織、自治会、消防団が行う。 ・避難行動要支援者の避難は、自主防災組織、民生委員、児童委員等が支援する。 ・学校・幼稚園・保育園の園児・児童・生徒や、社会教育施設の利用者は、施設管理者が誘導する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難の誘導は、警察、消防、消防団、区職員が連携し対応する。 ・避難行動要支援者の所在を民生委員・児童委員など平常時から把握しておくとともに、自主防災組織等地域の協力を得て避難誘導する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の外部提供に同意した避難行動要支援者の名簿を、希望する自治会に配布して、避難時の支援などについて依頼している 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告、指示に基づき、区、警察、消防による自主防災組織と連携した住民誘導。 					
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・市職員、警察、消防団員それぞれの役割が明確になっていない。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導を担当する各班の役割が明確に出来ていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導時、各機関の役割が明確に決まっていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市職員、警察、消防団員それぞれの役割が明確になっていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・町職員・警察・消防機関それぞれの役割が明確になっていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・足立区の地域防災計画(風水害編)に避難誘導體制は記載されていない。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・避難に対する住民の意識が低い。 ・避難先が特定されていないため自主避難ができない。 ・警察、消防との役割分担ができていない。 ・交通手段を特定できていない。 ・他地区から区内への流入防止策がない。 ・交通管理者との調整、誘導體制の構築。 					

○現状の水害リスク情報や取組状況の共有(中川・綾瀬川)

②水防に関する事項

- : 「回答無し」、■ : 該当なし・対象なし

内容		草加市	越谷市	八潮市	三郷市	吉川市	松伏町	足立区	葛飾区	江戸川区	埼玉県	東京都	東京管区気象台	関東地整
河川水位等に係る情報提供	現状	・水防団は消防団が担う。上記「住民等への情報伝達の体制や方法」に同じ。	・職員(水防パトロール員)には本部から情報提供している。	・八潮消防署から水防団を兼ねる消防団に対して情報連絡を行っている。	・水防警報等の河川水位に係る情報は、消防本部から水防団へ連絡をしている。	・水防警報等の河川水位に係る情報は、市消防本部から水防団へ連絡をしている。	・水防警報等の河川水位に係る情報は、災害対策本部から直接水防団へ連絡する。			・河川水位等の洪水予報は東京消防庁(消防署)から消防団(水防団)へ伝達される。	特になし	・国等が発表した河川水位等に係る情報について、東京都水防計画で定めている連絡系統に従い、情報伝達を行っている。		・河川水位の動向に応じて、住民避難等に資する「洪水予報」(国土交通省・気象庁共同発表)を自治体向けに通知するとともに、直轄管理区間に決壊、溢水等の重大災害が発生するおそれがある場合には、江戸川河川事務所長(第1ホットライン)から関係自治体首長に対して情報伝達を実施している。 ・江戸川河川事務所において、自治体毎に担当職員(第2ホットライン)を配置し、水位情報や施設操作等に関する情報を早めに伝達し、情報共有を図っている。【ホットラインの強化】
	課題	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
河川の巡視区間	現状	特になし	・職員(道路パトロール員)が水防時に点検管理している。	特になし	・江戸川右岸については江戸川水防事務組合の水防計画において区間の設定が有るためそれを準用する。 ・毎年、水防訓練を実施し、水防に関する知識だけでなく、危険性についても説明している。	・各水防団の受け持ち区間があり、指令を受けて巡視を実施する。	特になし	・江戸川が足立区を通っていないため、江戸川以外の河川の対応ではあるが、足立区水防活動の手引きに記載した範囲を巡視している。			特になし	・出水時に、河川管理施設を点検するため河川巡視を実施水防計画書により重要水防箇所を設定し、出水時等に点検を実施する。		・出水期前及び出水時に、重要水防箇所等を巡視している。
	課題	-	-	・内水対応に追われ、河川の巡視は十分に出来ていない状況にある。	・水位の観測は災害対策本部の市職員で行うことが多く、観測の際には複数人でライフジャケット等を着用して行うようにしている。本来は水防活動として地元の消防団に行ってもらうのが良いのだが、連携が取れていないのが現状である。	・巡視区域が広域圏であるため、1日での巡視は時間的に厳しい。	-	-	-	-	-	-	-	-
水防資機材の整備状況	現状	特になし	・水防資機材等を2箇所に配備している。	・土のう、ブルーシートを保管している。定期的に土のうを作成し、計画的に管理している。	・水防資機材を市内3カ所の水防倉庫に分散して保管している。点検は1年に1度実施している。 ・内水対策として土のう、携帯型排水ポンプを整備しており、住民の要請に対しては応急対策職員が現場対応している。	・土のう、縄、シートを水防倉庫に保管している。	・水防倉庫に保管し、年1回の点検を行っている。(江戸川水防事務組合で整備) ・主に住宅地の浸水被害軽減のため、可搬式移動ポンプ2台購入。ポンプ能力2台で10m ³ /sec	・東京都水防計画の資材標準備蓄品目を参考に資機材を保管している。	・地域防災計画に定める水防資器材を適切に保管している	・土嚢、鉄線、スコップ、ツルハシ、ブルーシート等を区の資材倉庫に分散して保管している。 ・2tポンプ車1台を保有している。	・水防倉庫の設置	・水防資機材倉庫等に土のう袋やショベル、ツルハシ、一輪車等を配備している。 ・各事務所に移動式排水ポンプ車を配備している。		・防災ステーション・水防拠点・側帯・出張所に水防資機材を備蓄している。
	課題	・ライフジャケット、胴付長靴など、装備の充実が必要である。 ・資機材については、定期的な点検管理が必要である。	-	-	・ライフジャケットなど、装備の充実が必要である。 ・水防資機材の種類や数量を検討し見直ししていく必要がある。	・ライフジャケットなど、装備の充実が必要である。 ・資機材については、定期的な点検管理が必要である。 ・水防資機材の種類や数量を検討し見直ししていく必要がある。	-	-	-	・区には大規模水害に対する水防資機材がない。	・老朽化が進み、修繕や撤去、建て替え等の検討が必要。また、その予算が課題。	-	-	-
庁舎等重要施設の水害時における対応	現状	・本庁舎周辺が床上浸水等により災害対策本部が設置できない場合は、市内の公共施設等に適宜対策本部を設置する。	・庁舎の水害時対応マニュアル等は未整備。 ・市内の災害拠点病院である獨協医科大学越谷病院については、水害時対応マニュアル等の有無は不明。	・市庁舎の代替施設として、八潮消防署、八潮メセナを防災拠点と位置づけている。 ・大規模な浸水が発生すると庁舎は水没する恐れがあるが、災害対策本部代替施設の八潮消防署は耐水化している。	特になし	特になし	・可搬型の発電機の調達について民間事業者と協定締結している。	・区庁舎は庁舎管理課で作成している。災害拠点病院はそれぞれで作成している。	・利根川上流部で決壊した場合には、区本庁舎や区内の災害拠点病院も浸水することが想定される。 ・区防災課の水害時対応マニュアルは策定中であるが、災害拠点病院でマニュアルを策定しているか把握していない。	・区役所1階部分水没、2階に非常用電源あり。				
	課題	・大規模水害時には、市のほとんどが浸水すると想定されるため、災害対応のための役所等の機能維持が難しい。	-	・市庁舎が浸水した場合に、1F部分の機能が失われる可能性がある。	・市役所を含む各庁舎、公共施設について、高台にある施設は存在しないため、大規模氾濫の際は浸水する可能性は非常に高いと思われる。	・大規模水害時には、市のほとんどが浸水すると想定されるため、災害対応のための役所等の機能維持が難しい。	-	-	-	・大規模氾濫時は病院が水没するため、自区内での医療行為ができない。 ・災害拠点病院等16病院のうち、14病院が水没。				

○現状の水害リスク情報や取組状況の共有(中川・綾瀬川)

③氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

- : 「回答無し」、■ : 該当なし・対象なし

内容		草加市	越谷市	八潮市	三郷市	吉川市	松伏町	足立区	葛飾区	江戸川区	埼玉県	東京都	東京管区気象台	関東地整
排水施設、排水資機材の操作・運用	現状	<ul style="list-style-type: none"> 国や県から排水機場や水門操作について、委託されており、操作規則によって洪水時の操作方法は規定されている。 市所管の一部排水施設の操作運用マニュアルについて内容の見直し中。 	<ul style="list-style-type: none"> 排水施設については、操作規則等で運用している。 	<ul style="list-style-type: none"> 排水施設については、操作規則等で運用している。 	<ul style="list-style-type: none"> 市内の河川(大場川)排水機場の操作について、埼玉県より委託されており、操作規則によって洪水時の操作方法は規定されている。 市内各所の排水ポンプ施設については市職員が操作・運用している。 三郷放水路については国交省が管理している。 	<ul style="list-style-type: none"> 市内に2つの雨水ポンプ場があり、市職員が操作を行う 設定水位に達すると自動運転し、運転に不具合がある場合は、担当課所属職員に情報伝達される。 	<ul style="list-style-type: none"> 町内には排水機場2箇所、ポンプ3箇所、移動式ポンプ2台により、河川の水位が高水位となり、自然排水が困難になった場合強制排水を実施しています。 江戸川河川事務所から3箇所の樋管の管理を受託しており、地元の方に再委託しています。また、中川左岸地区では、主に八間堀悪水路の樋門、大落古利根川では小規模な水門の管理を町が行っています。 	<ul style="list-style-type: none"> 内水氾濫が頻繁に発生しやすい箇所やアンダーパス部には、排水ポンプが設置してある。水害時に運用している。 	<ul style="list-style-type: none"> 葛飾区水元小合溜浄化施設等操作规程(平成7年3月31日訓令第9号)に基づいて操作する。 排水機場の稼働状況等については、必要に応じて区ホームページ等で周知する。 	<ul style="list-style-type: none"> 区は都下水道局の排水施設及び大規模水害時は国の排水ポンプ車に頼っている。 東京都及び国と連絡体制を確保している。 	<ul style="list-style-type: none"> 国と県で、排水機場に万が一トラブルが発生した場合に相互協力して排水機場を運転する協定を結び危機管理体制を強化している。 国の水門の操作について、操作要領や覚書を締結している。 操作時の周知はしていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 排水機場等の操作は、操作規則に基づき実施している。 各事務所に移動式排水ポンプ車を配備している。 		<ul style="list-style-type: none"> 排水機場等の操作については、操作規則に基づき実施している。 事務所に排水ポンプ車を配備、活用している。(H27.9関東・東北豪雨時に松伏町にポンプ車を派遣し、排水作業を実施)
	課題	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

④河川管理施設の整備に関する事項

内容		草加市	越谷市	八潮市	三郷市	吉川市	松伏町	足立区	葛飾区	江戸川区	埼玉県	東京都	東京管区気象台	関東地整
堤防等河川管理施設の現状の整備状況及び今後の整備内容	現状										特になし	<ul style="list-style-type: none"> 綾瀬川、中川、新中川、旧江戸川について、耐震耐水事業を実施中 	特になし	<ul style="list-style-type: none"> 中川において、浸透対策やバイピング対策、流下能力対策、侵食・洗掘対策を実施中。
	課題											-	-	-